

5. 地域福祉計画の推進に向けて

市民誰もが生き生きと安心して暮らしていけるまちづくりをめざすことを地域福祉の中心目的に据え、本計画の基本目標を「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」と設定しました。そして、計画全体を通してめざす具体的な目標を①「健康の保持・増進」②「社会的孤立の解消」③「安心・安全な地域生活」としました。これらの目標を実現していくためには、市民（地域住民、民生委員・児童委員、地区福祉委員、ボランティア・NPOなど）、社会福祉協議会、事業者、行政・関係機関等がそれぞれの役割を発揮するとともに、協働によって生み出される力を生かし、英知を集めて取り組んでいく必要があります。とりわけ、行政には、総合的・体系的な生活保障のための制度の整備やサービスの提供を行う責任にとどまらず、市民のさまざまな地域福祉活動が進む条件を整備し、地域福祉推進の中心的担い手である社会福祉協議会と連携して、協働の広がりをしっかりと支える役割が求められます。

市民の暮らす地域は、それぞれに特徴があり、くらしの場に根ざした地域福祉の活動やさまざまなボランティアの取り組みなど、市民自らの手による地域づくりの取り組みも広がってきています。計画の基本目標の実現のために、市民参画、協働の仕組みをさらに整え、また、今まで以上に市民と共にまちづくりに取り組む行政組織や職場づくりを進め、総合的・体系的な生活保障と地域に視点を置いたきめ細かな施策の展開を図っていかなければなりません。

ここでは、本計画で示された地域福祉推進の基本方策及び施策を具体化し、計画的に進めるための方策を示します。

(1) 計画の進行管理

56) 住民参加による地域福祉計画の進行管理

福祉審議会[※]において本計画の進行状況の報告を行うとともに、必要に応じて、社会福祉協議会と連携して、地域住民、関係機関や団体、事業者と共に進行状況を検討する場を開催する等により、本計画の推進状況を点検し、住民等の意見が反映できる進行管理に努めるとともに、必要な内容の見直しを行っていきます。6ブロック単位での進行管理を特に重視していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□	□			
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

(2) 行政の推進体制等

57) 地域福祉を推進する部署の充実

本計画を推進していくため、福祉保健部地域福祉室福祉総務課が中心となって、市の関係部署間の相互連携と調整を図るとともに、社会福祉協議会と連携して計画推進の進行管理を行い、また、そのための体制の充実を図ります。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		◎	○		

58) 市の関係部署間の連携・協力

本計画は広範な分野にまたがる既存の計画や施策とも密接に関係しており、本計画の実行は、全庁の関係部署の連携・協力がなくては進みません。さまざまな施策を地域で総合的に展開するために、庁内の連携や調整を強化する仕組みの確立をめざす全庁的な取り組みの中で、それぞれの部署が所管事業について地域福祉を推進する視点で取り組み、関係部署と連携・協力しながら事業展開を図っていきます。そして、必要に応じて計画の進行状況を把握・検討する場を持つ等により、本計画の推進状況を点検していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

59) 行政職員の意識向上と地域との連携

地域福祉の推進、協働によるまちづくりを市民と共に進めていくため、積極的に行政情報や地域情報の収集・提供に努め、情報の共有化を図ります。また、職員の意識向上を図り、仕事を通じて地域と連携し、協働によるまちづくりを担うことができる人材の育成と活用を図っていきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○			

(3) 関係機関・団体等との連携

60) 関係機関・団体等との連携

本計画を推進し、計画に基づく施策を展開していくためには、当事者組織をはじめ、自治会等の地域住民組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び地区福祉委員会、ボランティア・NPO、社会福祉施設・事業者、保健・医療機関、関係行政機関などとの連携が重要です。これらの関係機関・団体等との連携を強めながら、本計画を推進していきます。

	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣(自治会)
整備エリア	□				
	国・府	市	社協	事業者	市民
担い手		○	○	○	○

施策の整備エリア及び担い手一覧

	整備エリア					担い手				
	市	ブロック	中学校区	小学校区	近隣 (自治会)	国・府	市	社協	事業者	市民
1) コミュニティソーシャルワーカーの計画的配置		□				○	◎	○		
2) ボランティアコーディネーターの配置	□					○	◎	○		
3) 立ち寄りやすいボランティアセンターづくり	□						◎	○		
4) 広域コミュニティ施設の整備	□	□					○			
5) 地区公民館・地区市民ホール等の整備				□			○			
6) 身近な地域での自治会集会所の整備への支援					□		○			◎
7) 既存施設の福祉的活用への促進				□			○		○	
8) 地域福祉活動の財政支援策の充実	□					○	◎	○		○
9) 男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実への支援				□			○	○		
10) ボランティア休暇の充実に向けた啓発	□					○	○		○	
11) 青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進	□						○	○	○	
12) 当事者の地域福祉活動への参加の支援				□			○	○	○	○
13) 大学との連携による地域福祉活動の促進	□						○	○	○	
14) 商店街のコミュニティ形成機能を活かした取り組みへの支援	□						○		○	
15) 地域福祉活動のための情報発信	□						○	○	○	○
16) 人権意識・福祉意識の向上	□						○	○	○	○
17) 社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援	□						○			
18) 民生委員・児童委員活動への支援	□						○			
19) 自治会を中心とした地域活動への支援				□	□		○			
20) ボランティア・NPO等の地域活動への支援	□						○			
21) 当事者組織の活動への支援	□						◎	○		
22) 専門機関との連携・ネットワーク強化への支援	□						◎	○	○	
23) 地域福祉活動団体間の交流への支援	□	□					◎	○	○	○
24) 福祉サービスの利用に関する情報提供の充実	□	□					◎	○	○	○
25) 保健・福祉の相談・支援体制の充実	□	□	□	□		○	◎	○	○	○
26) 福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実	□	□					◎	○	○	○
27) 福祉サービス利用者の権利擁護の推進	□					○	◎	○		
28) 福祉サービスの質の確保	□						○		○	
29) 総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて		□					◎	○	○	○
30) 健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進	□	□		□	□	○	◎	○	○	○
31) 地域医療体制の整備	□	□				○	○			
32) 地域における子育て支援の充実	□	□					◎		○	○
33) 子育てを支援し合えるまちづくりの推進				□			◎	○	○	○
34) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援	□					○	◎		○	○
35) 働くこと・育てることの両立への支援	□					○	◎		○	
36) 障害のある人と共に生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進	□						◎	○	○	○
37) 障害のある人を支える福祉サービス等の充実	□					○	◎		○	
38) 高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備	□	□				○	◎		○	
39) 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進	□			□			◎	○	○	○
40) 新しい課題を抱える人たちへの支援	□					○	◎			○
41) セーフティネットの構築	□					○	◎	○	○	○
42) サービス利用のための低所得者対策の充実	□					○	◎			
43) 暮らしの基盤である雇用・就労の支援	□					○	○		○	
44) 休日・休暇の拡充の促進	□					○	○		○	
45) 高齢者・障害のある人向け住宅の確保	□					○	○			
46) 高齢者・障害のある人向け住宅改造成	□						○			
47) 誰もが安全でバリアのない交通環境・まちづくり	□					○	◎		○	○
48) 移動手段の充実	□					○	◎		○	
49) 児童・生徒に対する福祉教育の推進	□						○	○	○	
50) 地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携				□			○	○		○
51) 生涯スポーツの振興	□	□					○			
52) 地域に密着した商業振興	□					○	○		○	
53) 「まちの縁側」づくりへの支援				□	□		○	○	○	◎
54) 子どもの遊び場所・居場所の充実	□			□			◎			○
55) 安全対策(防災・防犯)の充実	□						◎	○	○	○
56) 住民参加による地域福祉計画の進行管理	□	□					○	○	○	○
57) 地域福祉を推進する部署の充実	□						◎	○		
58) 市の関係部署間の連携・協力	□						○			
59) 行政職員の意識向上と地域との連携	□						○			
60) 関係機関・団体等との連携	□						○	○	○	○

